証券コード　9744
平成28年６月１日

株　主　各　位

本店所在地：名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東 京 本 社：東京都港区赤坂八丁目５番26号
株式会社メイテック
取締役社長　　國 分 秀 世

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清祥のことと拝察申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁に記載のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月22日（水曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月23日（木曜日）**午後２時**
（午前中の開催ではありませんので、ご注意願います。なお、受付開始は、午後１時30分とさせていただきます。）

２．場　　所　東京都港区赤坂八丁目５番26号　赤坂DSビル７階
株式会社メイテック　東京本社

３．目的事項

報告事項
1. 第43期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当（第43期期末配当）の件
第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

４．招集にあたっての決定事項

(1)郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月22日（水曜日）の午後６時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネットによる議決権行使について

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のお手続きについては、次頁をご参照ください。なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(3)議決権行使書用紙に賛否が表示されない場合の取扱い

書面による議決権行使をされた場合で、議決権行使書用紙に賛否を表示されない場合には、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。

(4)インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(5)書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(6)議決権の不統一行使について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL：http://www.meitec.co.jp/）において周知させていただきます。

＜インターネットによる議決権の行使等についてのご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

（１）議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、ＥＺｗｅｂ、Ｙａｈｏｏ！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成28年６月22日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

（２）インターネットによる議決権行使方法について

① 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（３）議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

当社ウェブサイトのご案内

当社は、インターネット上にウェブサイトを開設し、月次稼働率等主要経営指標、また決算・四半期決算等の発表資料など、最新の企業情報を開示しております。

URL:http://www.meitec.co.jp/

なお、第43回定時株主総会開催のご案内につきましては、次のURLに掲載しております。

URL:http://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.html

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年４月１日～平成28年３月31日）におけるわが国経済は、経済財政政策などを背景に、企業収益の改善による設備投資の増加基調などがみられ、景気は緩やかな回復傾向にありましたが、中国経済や新興国市場の減速、今年初からの円高の進行など、先行きは不透明な状況となりました。

当連結会計年度においては、当社の主要顧客である大手製造業各社で、景況に左右されることなく、次代を見据えた技術開発投資を持続される企業が多く見られました。かかる状況下、採用に尽力して、エンジニア社員の増員を図ると共に、客先業務の配属を進め、稼働人員数が順調に増加しました。

その結果、連結売上高は前年同期比57億52百万円増収の878億88百万円となりました。連結売上原価はエンジニア社員の増員による労務費増加等を主因に前年同期比41億80百万円増加の646億61百万円、連結販売費及び一般管理費は前年同期比２億38百万円増加の123億52百万円となりました。この結果、連結営業利益は前年同期比13億34百万円増益の108億74百万円、連結経常利益は前年同期比12億２百万円増益の108億45百万円となりました。

また、前連結会計年度で研修施設等の利用停止等で約36億円の特別損失を計上しましたが、当連結会計年度で当該施設すべての売却が完了し、約10億円の特別利益を計上しました。

以上のことから、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比44億23百万円増益の80億83百万円となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

①派遣事業

連結売上高の９割超を占める派遣事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業は稼働人員数の増加を主因に、売上高は前年同期比52億67百万円増収の846億14百万円、営業利益は前年同期比11億95百万円増益の103億41百万円となりました。

当社単体の稼働率（全体）は、昨年入社した299名の新卒エンジニア社員の客先への配属が順調に進んだほか、既存のエンジニア社員においても客先業務への配属が引き続き順調であったことから、当社単体の稼働率（全体）は97.2%（前年同期96.1%）と高い水準で推移しました。なお、年間通して受注環境は堅調でしたが、稼働時間は、一部顧客における時間外労働の減少や有給休暇取得の増加等を要因として、8.83h/day（前年同期8.93h/day）と低下しました。

②紹介事業

紹介事業はエンジニアに特化した職業紹介事業及び情報ポータルサイト事業を行っています。

紹介事業の売上高は前年同期比１億59百万円増収の14億99百万円、営業利益は前年同期比79百万円増益の４億67百万円となりました。

メイテックネクストは、紹介決定数が引き続き増加し、増収増益となりました。

③エンジニアリングソリューション事業

エンジニアリングソリューション事業はプリント基板設計等の技術支援事業を行っています。

エンジニアリングソリューション事業の売上高は、前年同期比３億47百万円増収の20億５百万円、営業利益は前年同期比57百万円増益の69百万円となりました。

（注）1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム等の強化及び整備に対する設備投資を行い、その総額は４億７百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、派遣事業３億91百万円、紹介事業８百万円、エンジニアリングソリューション事業７百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウエア、その他（ソフトウエア仮勘定）を含めております。

(3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの根幹事業はエンジニア派遣事業であります。「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、５つの価値（エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値）を持続的に向上させます。

エンジニア派遣事業における将来の業績については、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。従いまして、当社グループにおいては、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務について、環境変化を適切に捉えてバランスを取りながら、それぞれの業務を永続して強化し、持続的成長を実現していくことが最大の課題であると認識しています。

①受注営業

エンジニア派遣事業は、エンジニアのキャリアアップを支援する事業でもあります。稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上を図るための受注量の確保はもちろんのこと、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるためにも業務領域を拡大し、機会と場を提供し続けることが最重要であります。従いまして、平時・有事にかかわらず十分な受注を獲得するために、今後も営業システムの変革を継続し、営業力の強化に取り組んでいく所存です。

②採用・増員

日本最大の「プロのエンジニア集団」である当社グループにおいては、エンジニアを中心とした多くの優秀な人材を確保することが成長力の源泉となります。従いまして、当社グループでは、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づいたブランドを労働市場に確立していき、採用力を高めていきます。今後も、平時・有事の市場環境の変化に対応した効率的な採用・増員活動に取り組んでいく所存です。

③キャリアサポート

日本最大の「プロのエンジニア集団」における品質の維持・向上を図るためには、一人ひとりのエンジニアのキャリアアップをきめ細やかにサポートしていくことが必要不可欠であります。これらのキャリアサポートを適時適切に実施していくために、エンジニアが提供するサービスの品質を「技術力×人間力＝総合力」と定め、エンジニア主体のキャリアアップ支援の拡大と会社主導のキャリアアップ支援の強化に取り組んでいます。今後も、顧客ニーズの変化や拡大等を適切に把握して、効率的なキャリアサポートの強化に取り組んでいく所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　分	平成25年3月期［平成24年4月1日から平成25年3月31日まで］	平成26年3月期［平成25年4月1日から平成26年3月31日まで］	平成27年3月期［平成26年4月1日から平成27年3月31日まで］	平成28年3月期［平成27年4月1日から平成28年3月31日まで］(当連結会計年度)
売上高(百万円)	70,330	74,906	82,136	87,888
営業利益(百万円)	6,354	6,979	9,540	10,874
経常利益(百万円)	6,427	6,978	9,643	10,845
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,993	3,973	3,659	8,083
1株当たり当期純利益(円)	186.08	128.30	120.11	269.24
総資産(百万円)	58,002	61,445	65,098	64,468
純資産(百万円)	38,422	36,188	37,565	37,605
1株当たり純資産(円)	1,229.61	1,182.84	1,238.77	1,278.59

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　分	第40期［平成24年4月1日から平成25年3月31日まで］	第41期［平成25年4月1日から平成26年3月31日まで］	第42期［平成26年4月1日から平成27年3月31日まで］	第43期［平成27年4月1日から平成28年3月31日まで］(当事業年度)
売上高(百万円)	55,822	58,876	64,675	68,878
営業利益(百万円)	5,402	5,751	7,925	9,061
経常利益(百万円)	5,698	6,149	8,438	9,526
当期純利益(百万円)	6,056	3,425	3,340	7,391
1株当たり当期純利益(円)	188.04	110.60	109.62	246.18
総資産(百万円)	55,918	58,450	58,483	56,941
純資産(百万円)	36,507	34,991	36,221	35,872
1株当たり純資産(円)	1,170.20	1,145.17	1,195.99	1,221.68

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年３月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	所在地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社メイテックフィルダーズ	東京都港区	百万円 120	% 100.0	派遣事業：ミドルレンジのエンジニア派遣事業
株式会社メイテックキャスト	東京都港区	百万円 100	% 100.0	派遣事業：製造業を主要顧客とした登録型人材派遣事業
株式会社メイテックEX	愛知県名古屋市西区	百万円 50	% 100.0	派遣事業：シニアエンジニア派遣事業
株式会社メイテックネクスト	東京都千代田区	百万円 30	% 100.0	紹介事業：エンジニア特化型の職業紹介事業
株式会社all engineer.jp	東京都千代田区	百万円 70	% 100.0	紹介事業：インターネットを通じた情報サービス提供、出版物の企画・製作・販売、他
明達科（上海）科技有限公司	中国上海市	千米ドル 2,728	% 100.0	紹介事業：中国における技術と人材のコンサルテーション事業
明達科（上海）人才服務有限公司	中国上海市	千米ドル 300	% 70.0	紹介事業：中国における人材紹介事業、人材コンサルテーション事業、及び採用代行事業
アポロ技研株式会社	神奈川県横浜市都筑区	百万円 311	% 81.2	エンジニアリングソリューション事業：プリント基板設計を中心としたエンジニアリングソリューション事業

（注）1. 議決権比率には間接所有も含まれております。
2. 当連結会計年度より、明達科（西安）科技培訓有限公司を非連結子会社としました。なお、当連結会計年度において、明達科（成都）科技培訓有限公司及び上海阿波馬可科技有限公司は清算結了いたしました。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

派遣事業
紹介事業
エンジニアリングソリューション事業

(8) 主要な拠点等（平成28年３月31日現在）

① 当社

本店	愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地１
東京本社	東京都港区赤坂八丁目５番26号
エンジニアリングセンター(EC)	仙台EC（宮城県）、宇都宮EC（栃木県）、高崎EC（群馬県）、 さいたまEC（埼玉県）、水戸EC（茨城県）、筑波EC（茨城県）、 千葉EC（千葉県）、東京EC（東京都）、東京北EC（東京都）、 立川EC（東京都）、ITソリューションセンター（東京都）、 横浜EC（神奈川県）、川崎EC（神奈川県）、 厚木EC（神奈川県）、湘南EC（神奈川県）、三島EC（静岡県）、 静岡EC（静岡県）、浜松EC（静岡県）、甲信越EC（長野県）、 岡崎EC（愛知県）、豊田EC（愛知県）、名古屋EC（愛知県）、 名古屋南EC（愛知県）、三重EC（三重県）、岐阜EC（岐阜県）、 ソリューションセンター（愛知県）、CAEセンター（愛知県）、 金沢EC（石川県）、滋賀EC（滋賀県）、京都EC（京都府）、 大阪EC（大阪府）、神戸EC（兵庫県）、広島EC（広島県）、 福岡EC（福岡県）
テクノセンター	厚木テクノセンター（神奈川県）、名古屋テクノセンター（愛知県）

② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載の通りであります。

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数	前期末比
派遣事業	8,905名	375名増
紹介事業	86名	11名増
エンジニアリングソリューション事業	114名	6名減

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期末比
派遣事業	6,972名	186名増

(10) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　142,854,400株

② 発行済株式の総数　31,300,000株
（自己株式1,936,687株を含む）

（注）「発行済株式の総数」は平成28年３月に行った自己株式の消却により、前期末に比べ、900,000株減少しております。

③ 株主数　6,083名
（前期末比　142名増）

④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,339	7.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,878	6.39
日本生命保険相互会社	1,591	5.41
明治安田生命保険相互会社	1,305	4.44
JP MORGAN CHASE BANK 385632	909	3.09
メイテック社員持株会	903	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	786	2.67
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	556	1.89
MSCO CUSTOMER SECURITIES	553	1.88
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	542	1.84

（注）当社は、自己株式1,936,687株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行しておりません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	國分秀世（こくぶんひでよ）	メイテックグループCEO メイテックCEO兼COO 内部監査室・CSR室担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取　締　役	米田　洋（よねだ　ひろし）	執行役員 マーケット開発推進室、 株式会社メイテックフィルダーズ・ 株式会社メイテックキャスト担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックネクスト取締役
取　締　役	中島清雅（なかじまきよまさ）	執行役員 キャリアサポート部門・ グループ採用部門統括、 株式会社all engineer.jp担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックネクスト取締役 株式会社all engineer.jp取締役
取　締　役	上村正人（うえむらまさと）	執行役員 人事部門統括、 経理部・経営管理部担当 アポロ技研株式会社取締役
取　締　役	永坂英宣（ながさかひでのり）	執行役員 業務企画部門・営業管理部、 アポロ技研株式会社担当 BPM推進部長兼情報システム部長 兼営業管理部長 アポロ技研株式会社取締役
取　締　役	小笠原昭喜（おがさわらあきよし）	執行役員 事業部門統括、 株式会社メイテックEX担当 株式会社メイテックフィルダーズ取締役 株式会社メイテックキャスト取締役 株式会社メイテックEX取締役
取　締　役	六郷裕之（ろくごうひろゆき）	株式会社メイテックネクスト、 明達科（中国）担当 株式会社メイテックネクスト代表取締役社長 明達科（上海）科技有限公司董事長 明達科（上海）人才服務有限公司董事長

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取　締　役	清水三七雄（しみずみなお）	弁護士 （清水三七雄法律事務所）
取　締　役	岸　博幸（きしひろゆき）	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社取締役
監　査　役	深井　慎（ふかいまこと）	（常勤）
監　査　役	齋藤雅俊（さいとうまさとし）	税理士 （税理士齋藤雅俊事務所）
監　査　役	渡部　博（わたなべひろし）	公認会計士 （公認会計士渡部博事務所）

（注）１．取締役のうち、清水三七雄、岸博幸の両氏は、社外取締役であります。
２．監査役　深井慎、齋藤雅俊、渡部博の３氏は、社外監査役であります。
３．社外取締役である清水三七雄、岸博幸の両氏、並びに社外監査役である齋藤雅俊、渡部博の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
４．社外取締役である清水三七雄、岸博幸の両氏、並びに社外監査役である深井慎、齋藤雅俊、渡部博の３氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
５．監査役　深井慎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．監査役　齋藤雅俊氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役　渡部博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．当期中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
①　就任
平成27年６月18日開催の第42回定時株主総会において取締役　六郷裕之氏が新たに選任され就任いたしました。
②　退任
平成27年６月18日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、取締役　西本甲介氏は退任いたしました。
９．当社は、平成15年４月１日より執行役員制度を導入しております。平成28年３月31日現在の執行役員は下記の通りです。

区　分	氏　名
代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）兼 COO（最高業務執行責任者）	國分秀世
取締役執行役員	米田洋、中島清雅、上村正人、永坂英宣、 小笠原昭喜
執行役員	中川弘市、矢部哲也、山田浩、伊藤圭介、 蜂谷勇治、鈴木寿彦、松井義和、渡辺真司

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報　酬　等　の　額
取 締 役（うち社外取締役）	10名（２名）	359百万円（15百万円）
監 査 役（うち社外監査役）	３名（３名）	36百万円（36百万円）
合　　計	13名	395百万円

（注）上記には、平成27年６月18日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(4) 取締役及び監査役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

①方針の決定方法

当社の役員報酬制度の方針は取締役会にて決定しております。具体的な役員報酬額については平成22年６月24日開催の第37回定時株主総会にて承認されております。

②方針の概要

a. 当社の役員報酬制度の方針は以下の通りです。

- 役員報酬の決定プロセスを明確化し、それを公開することにより、経営の透明化を高め、コーポレートガバナンスの強化をはかる。
- 監査役の独立性を高め、コーポレートガバナンスの強化をはかる。
- 役員報酬の業績連動率を高め、経営責任を明確にすると同時に、企業価値向上に対する役員のインセンティブを高める。

b. 平成22年６月24日開催の第37回定時株主総会にて承認された役員報酬額は以下の通りです。

- 個別の役員報酬額

CEO（最高経営責任者）	：月額　3,000千円以内
COO（最高業務執行責任者）	：月額　2,500千円以内
取締役	：月額　2,000千円以内
社外取締役	：月額　500千円以内
常勤監査役	：月額　2,000千円以内
非常勤監査役	：月額　500千円以内

（注）１．CEOとCOOを兼務する場合は、CEOの報酬額を適用する。
２．個別の役員報酬額は、上記「個別の役員報酬額」に定める範囲内で、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議により決定する。
３．該当期における連結営業利益の額が100億円を下回り、かつ、連結営業利益率（連結営業利益÷連結売上高）が10%を下回った場合には、次年度における監査役を除く個別の役員報酬額を上記２.に基づき取締役会で定めた額より一律10%減額する。
４．諸手当として、通勤、転勤に関する手当てを別途支給する。
５．使用人を兼務する取締役は、使用人分の給与を含む。（使用人を兼務する取締役の使用人分の賞与は支給しない。）

- 業績連動役員報酬

連結当期純利益（業績連動役員報酬を含まない）金額の２%に該当する金額の100万円以下を切り捨てた金額を業績連動役員報酬の総額（うち社外取締役は１名あたり600万円以内）とし、各取締役の個別の業績に基づいて分配します。

c. 役員退職慰労金制度は、平成14年３月期に廃止しております。

d. 子会社の役員を兼務する取締役の当該子会社からの報酬は原則無報酬としております。

e. 監査役の独立性を保つため、監査役には業績連動役員報酬を支給しません。

f. 個別の役員報酬の額については、平成15年６月24日開催の第30回定時株主総会以降、開示を行っています。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「４．会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	出席の状況	主な活動状況
清水三七雄（しみずみなお） （社外取締役）	取締役会 100% （16回中16回）	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
岸　博幸（きしひろゆき） （社外取締役）	取締役会 100% （16回中16回）	豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
深井　慎（ふかいまこと） （社外監査役）	取締役会 100% （16回中16回） 監査役会 100% （14回中14回）	取締役会では適宜質問し、必要に応じ適切な助言、提言等を行い、また監査役会では常勤監査役として各監査役に対し監査状況の報告や意見を述べております。
齋藤　雅俊（さいとうまさとし） （社外監査役）	取締役会　93% （16回中15回） 監査役会 100% （14回中14回）	特に財務、会計及び税務の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
渡部　博（わたなべひろし） （社外監査役）	取締役会 100% （16回中16回） 監査役会 100% （14回中14回）	特に財務及び会計の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項　　目		支払額
①	当社が支払うべき報酬等の額	46,800千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,800千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査役会は会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社の事業特性や規模等に相応しい社内規程に基づき、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

(運用状況)

取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程にて各取締役の権限及び意思決定手続きを明確化し、各取締役は同規程類に基づき職務執行を行っています。なお、取締役会及び執行役員会の資料及び議事録は全取締役及び監査役が閲覧可能なシステムに常時保存するとともに、個別の取締役による意思決定については、そのプロセス及び結果を記録するシステムを導入しており、必要に応じて全取締役及び監査役が閲覧できる体制を構築しています。

また、内部牽制機能を持つCSR室を所管部署として「メイテックグループ・ヘルプライン制度」を設置し、社内イントラネットにて同制度を周知しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。

また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることが無いよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

(運用状況)

株主総会・取締役会・執行役員会の議事録等を法令、定款及び社内規程等に従い作成し、適切に保存・管理しています。また、「情報管理規程」にて管理すべき情報及び管理方法を定め、適切に運用しています。

(3) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

（運用状況）

「リスク管理規程」にてリスク管理の体制を定め、社内イントラネットにて周知を図るとともに、リスクの種別毎にリスクを特定し、管理すべきリスクに抜け漏れが無いか、確認しています。また、リスクの顕在化の兆候を察知してリスクの顕在化を防止し、または顕在化した場合の影響の最小化を図るため、「リスク管理要領」にてあらかじめモニタリング項目および実施部署を特定し、定期的にその内容を取締役会または執行役員会に報告しています。なお、各部署のリスク管理の運営などについて内部監査を実施しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

（運用状況）

執行役員制度を採用し、各取締役が適切に職務執行と監督の責任を分担し、「職務権限規程」に則った権限委譲を執行役員へ行い、迅速かつ適正な意思決定を行っています。また、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直しています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、役職員が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を実践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

(運用状況)

経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、社内イントラネットに公開して周知を図っています。また、コンプライアンス規程にて、職務職位に応じてコンプライアンスを実践することが全使用人の責務であることを定めると共に、年１回、全使用人を対象として、eラーニングによる教育を実施しました。なお、メイテックグループヘルプライン制度については、前記(１)の運用状況記載のとおりです。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、経営理念及びメイテックグループ社員行動憲章を共有し、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。

また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、当社内にグループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。

なお、子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制の整備、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、上記(３)乃至(５)を基本方針として、各子会社に対し、それぞれの事業特性や規模等に応じた相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるものとする。

(運用状況)

全子会社に当社取締役を配し、子会社の業務の適正を管理監督しています。また、「関係会社管理規程」（平成28年４月１日に名称を「グループ会社管理規程」に変更）を定め、当社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化しています。これに基づき当社の事前承認が必要とされた事項については子会社と当社の関係部署にて協力し意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき事項については、子会社より適切に報告を受けました。

(7) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性を高めるため、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置する。

監査役の職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

(運用状況)

監査役室を設置し、業務執行から独立した専属の使用人を１名配置しています。なお、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の意向を最大限尊重するため、監査役の同意の下に行うとともに、その指揮命令は監査役が直接行っています。

(8) 監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に対して適切に報告する体制を整備するとともに、監査役に、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。

(運用状況)

「監査役または監査役会への報告に関する規程」を制定し、社内イントラネットに公開することにより周知しています。また、監査役には、取締役会の他、すべての会議への参加権限を付与しており、監査役は、その判断に基づき適宜必要とされる会議に参加しています。また、意思決定や業務執行に係る重要な情報については監査役の求めに応じて適切に開示しています。

②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社にて発生した事項について、グループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査役に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。

また、子会社監査役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を適時適切に当社監査役に報告する。

(運用状況)

子会社にて発生した事象については、グループ会社管理部署を通じて、当社監査役に適宜報告されています。また、子会社監査役は、子会社の取締役会出席後、および子会社に関する事件事故等の報告を受けた際は適宜、当社監査役と会合を持ち、当社監査役に子会社の状況等を適時適切に報告しています。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(運用状況)

「監査役または監査役会への報告に関する規程」にて不利益な取り扱いを明確に禁止し、その旨周知されています。なお、当社監査役への報告を行ったことに対して、不利益な取り扱いが行われた事実はありません。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

(運用状況)

監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を当社の負担にて処理しています。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部監査担当部署及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。

また、取締役及び使用人が監査役からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して監査役による監査機能の実効性の向上に努める。

(運用状況)

内部監査担当部署及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っています。

また、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリングの要請に対して、適切に協力しています。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

(運用状況)

購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しております。また、同時に、反社会的勢力による組織的暴力に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本とし、万が一反社会的勢力より接触があった場合においては、個人で対応せず、担当部署に相談し、組織的に対応することを定めています。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は持続的な成長の実現を通じて、中長期的に株主還元の最大化を目指して参ります。利益配分に関する当社の基本的な考え方は業績に基づいた成果配分です。中長期的に株主還元の最大化を目指す観点から、大型の資金需要が予定されていない場合、配当及び自己株式取得による株主還元額は総還元性向100％以内を原則といたします。

配当については配当性向を50％以上とし、中間配当・期末配当の年２回実施いたします。なお、配当の最低水準は連結株主資本配当率（DOE）５％といたします。

また、当社のグループ・キャッシュ・マネージメントは事業継続に必要な自己資金を月商３ヵ月分とすることを前提としています。よって、自己株式の取得については、前期末時点の連結キャッシュ・ポジションが月商３ヵ月分を上回り、大型の資金需要が予定されていない場合に、月商３ヵ月分を上回る資金を取得原資とし、総還元性向を勘案して実施いたします。

取得後の自己株式については2,000,000株を上限として継続保有いたします。なお、取得し保有する自己株式のうち、2,000,000株を超える部分は当期末までに消却いたします。

（注）

・総還元性向＝年間の株主還元額÷親会社株主に帰属する当期純利益
　年間の株主還元額＝配当金総額（中間配当＋期末配当）＋期中の自己株式取得額

・配当性向＝配当金総額（中間配当＋期末配当）÷親会社株主に帰属する当期純利益

・連結株主資本配当率（DOE）＝配当÷連結株主資本

・月商３ヵ月分＝「必要運転資金（ワーキング・キャピタル）*：連結売上高の月商２ヵ月分」
　＋「財務基盤強化資金（平成22年３月期に相当する危機的な市場環境になった際の事業継続資金）：連結売上高の月商１ヵ月分」

　＊　必要運転資金（ワーキング・キャピタル）は売掛金等を基準に設定

※　自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有します。

本事業報告中の記載金額及び株式数等は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**53,104,848**	**Ⅰ流動負債**	**13,650,303**
現金及び預金	35,413,980	買掛金	236,270
受取手形及び売掛金	13,823,668	未払費用	3,009,652
仕掛品	253,121	未払法人税等	1,262,313
繰延税金資産	2,442,144	未払消費税等	1,412,475
その他	1,172,592	役員賞与引当金	168,466
貸倒引当金	△659	賞与引当金	6,446,314
Ⅱ固定資産	**11,363,398**	その他	1,114,810
1有形固定資産	**5,721,215**	**Ⅱ固定負債**	**13,212,519**
建物及び構築物	3,932,414	退職給付に係る負債	13,195,915
工具、器具及び備品	267,406	その他	16,603
土地	1,487,374	**負債合計**	**26,862,822**
その他	34,020	**純資産の部**	
2無形固定資産	**744,873**	**Ⅰ株主資本**	**39,973,345**
ソフトウェア	453,808	資本金	16,825,881
その他	291,065	資本剰余金	4,491,970
3投資その他の資産	**4,897,309**	利益剰余金	24,645,186
投資有価証券	70,621	自己株式	△5,989,693
退職給付に係る資産	14,234	**Ⅱその他の包括利益累計額**	**△2,429,668**
繰延税金資産	4,174,510	土地再評価差額金	△662,440
その他	664,059	為替換算調整勘定	8,833
貸倒引当金	△26,116	退職給付に係る調整累計額	△1,776,060
		Ⅲ非支配株主持分	**61,747**
資産合計	**64,468,247**	**純資産合計**	**37,605,424**
		負債純資産合計	**64,468,247**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 売上高		87,888,926
Ⅱ 売上原価		64,661,865
売上総利益		23,227,060
Ⅲ 販売費及び一般管理費		12,352,273
営業利益		10,874,786
Ⅳ 営業外収益		
受取利息	10,486	
受取配当金	75	
受取賃貸料	4,088	
その他	14,891	29,540
Ⅴ 営業外費用		
投資事業組合運用損	10,032	
コミットメントフィー	3,444	
支払手数料	5,351	
租税公課	26,135	
その他	13,894	58,858
経常利益		10,845,468
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	1,084,965	1,084,965
Ⅶ 特別損失		
固定資産売却損	9,505	
固定資産除却損	3,838	
減損損失	32,815	
関係会社整理損	18,910	65,069
税金等調整前当期純利益		11,865,364
法人税、住民税及び事業税	2,891,197	
法人税等調整額	877,567	3,768,764
当期純利益		8,096,600
非支配株主に帰属する当期純利益		12,838
親会社株主に帰属する当期純利益		8,083,761

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,825,881	7,275,447	20,488,993	△4,970,365	39,619,957
当期変動額					
剰余金の配当			△3,937,063		△3,937,063
親会社株主に帰属する当期純利益			8,083,761		8,083,761
土地再評価差額金の取崩			16,394		16,394
自己株式の取得				△3,802,804	△3,802,804
自己株式の消却		△2,783,477		2,783,477	－
連結範囲の変動			△6,899		△6,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△2,783,477	4,156,192	△1,019,327	353,388
当期末残高	16,825,881	4,491,970	24,645,186	△5,989,693	39,973,345

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△646,046	△579	△1,456,612	△2,103,238	48,938	37,565,657
当期変動額						
剰余金の配当						△3,937,063
親会社株主に帰属する当期純利益						8,083,761
土地再評価差額金の取崩						16,394
自己株式の取得						△3,802,804
自己株式の消却						－
連結範囲の変動						△6,899
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△16,394	9,412	△319,447	△326,429	12,808	△313,621
当期変動額合計	△16,394	9,412	△319,447	△326,429	12,808	39,766
当期末残高	△662,440	8,833	△1,776,060	△2,429,668	61,747	37,605,424

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

１．連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数　８社

(2)連結子会社の名称

株式会社メイテックフィルダーズ
株式会社メイテックキャスト
株式会社メイテックEX
株式会社メイテックネクスト
株式会社all engineer.jp
明達科（上海）科技有限公司
明達科（上海）人才服務有限公司
アポロ技研株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありました、上海阿波馬可科技有限公司、明達科（西安）科技培訓有限公司、明達科（成都）科技培訓有限公司は連結の範囲から除いております。このうち、上海阿波馬可科技有限公司、明達科（成都）科技培訓有限公司については、当連結会計年度中に清算が結了しております。

(3)主要な非連結子会社の名称等

明達科（西安）科技培訓有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
明達科(上海)科技有限公司	12月31日　＊１
明達科(上海)人才服務有限公司	12月31日　＊１

＊１：連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

３．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

（ただし、一部の建物及び在外子会社については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	４～50年
工具、器具及び備品	２～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

③賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該会社の会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の年数にわたり均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産売却損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却損」は219千円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．控除されている有形固定資産の減価償却累計額　　8,456,283千円

２．土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日…平成12年３月31日

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△760,625千円

３．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行及び取引生保１社と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,000,000千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式…… 31,300,000株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月18日定時株主総会	普通株式	2,029,116	67.00	平成27年３月31日	平成27年６月19日
平成27年11月５日取締役会	普通株式	1,907,947	63.00	平成27年９月30日	平成27年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月23日定時株主総会	普通株式	2,378,428	利益剰余金	81.00	平成28年３月31日	平成28年６月24日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、所要資金を自己資金によってまかなっておりますので、特段の資金調達を行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信調査等を含めた営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、発行会社の財政状態等を定期的に把握しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（（注）２参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	35,413,980	35,413,980	－
(2) 受取手形及び売掛金	13,823,668	13,823,668	－
(3) 買掛金	(236,270)	(236,270)	－
(4) 未払法人税等	(1,262,313)	(1,262,313)	－
(5) 未払消費税等	(1,412,475)	(1,412,475)	－

注　負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

上記記載の勘定科目については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．投資有価証券は非上場株式及び投資事業組合であります。非上場株式及び投資事業組合(連結貸借対照表計上額70,621千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,278円59銭

２．１株当たり当期純利益　269円24銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広　瀬　　勉　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　浩　之　印

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メイテックの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
Ⅰ流動資産	**44,705,457**	**Ⅰ流動負債**	**10,394,365**
現金及び預金	30,700,279	未払金	643,056
受取手形	641,769	未払費用	2,312,511
売掛金	10,235,091	未払法人税等	912,046
仕掛品	129,460	未払消費税等	1,090,875
前払費用	448,316	役員賞与引当金	165,000
繰延税金資産	1,895,388	賞与引当金	4,965,129
その他	655,150	その他	305,747
Ⅱ固定資産	**12,236,357**	**Ⅱ固定負債**	**10,674,718**
1有形固定資産	**5,703,744**	退職給付引当金	10,589,741
建物	3,903,579	投資損失引当金	84,977
構築物	20,530	**負債合計**	**21,069,084**
工具、器具及び備品	263,285	**純資産の部**	
土地	1,487,374	**Ⅰ株主資本**	**36,535,170**
建設仮勘定	28,974	**1資本金**	**16,825,881**
2無形固定資産	**697,831**	**2資本剰余金**	**4,491,970**
ソフトウェア	417,310	(1)資本準備金	4,210,000
その他	280,520	(2)その他資本剰余金	281,970
3投資その他の資産	**5,834,781**	**3利益剰余金**	**21,207,011**
投資有価証券	70,621	その他利益剰余金	21,207,011
関係会社株式	1,359,325	繰越利益剰余金	21,207,011
関係会社出資金	150,489	**4自己株式**	**△5,989,693**
関係会社長期貸付金	283,000	**Ⅱ評価・換算差額等**	**△662,440**
繰延税金資産	3,367,123	土地再評価差額金	△662,440
差入保証金	563,774	**純資産合計**	**35,872,729**
その他	50,404		
貸倒引当金	△9,957		
資産合計	**56,941,814**	**負債純資産合計**	**56,941,814**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ売上高		68,878,517
Ⅱ売上原価		50,884,409
売上総利益		17,994,107
Ⅲ販売費及び一般管理費		8,932,517
営業利益		9,061,590
Ⅳ営業外収益		
受取利息	11,652	
受取配当金	475,316	
その他	30,274	517,243
Ⅴ営業外費用		
投資事業組合運用損	10,032	
コミットメントフィー	3,444	
支払手数料	5,351	
租税公課	26,135	
その他	7,858	52,822
経常利益		9,526,011
Ⅵ特別利益		
固定資産売却益	1,084,965	
その他	3,191	1,088,157
Ⅶ特別損失		
固定資産売却損	9,456	
減損損失	25,655	
投資損失引当金繰入額	12,033	
その他	3,838	50,984
税引前当期純利益		10,563,184
法人税、住民税及び事業税	2,255,647	
法人税等調整額	915,942	3,171,589
当期純利益		7,391,595

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,825,881	4,210,000	3,065,447	7,275,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
土地再評価差額金の取崩				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△2,783,477	△2,783,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	△2,783,477	△2,783,477
当期末残高	16,825,881	4,210,000	281,970	4,491,970

（単位：千円）

	株主資本		
	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,736,085	△4,970,365	36,867,048
当期変動額			
剰余金の配当	△3,937,063		△3,937,063
当期純利益	7,391,595		7,391,595
土地再評価差額金の取崩	16,394		16,394
自己株式の取得		△3,802,804	△3,802,804
自己株式の消却		2,783,477	―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	3,470,926	△1,019,327	△331,878
当期末残高	21,207,011	△5,989,693	36,535,170

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△646,046	△646,046	36,221,002
当期変動額			
剰余金の配当			△3,937,063
当期純利益			7,391,595
土地再評価差額金の取崩			16,394
自己株式の取得			△3,802,804
自己株式の消却			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△16,394	△16,394	△16,394
当期変動額合計	△16,394	△16,394	△348,273
当期末残高	△662,440	△662,440	35,872,729

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、実質価額が期末直前の貸借対照表価額と比較して著しく下落している銘柄については、回復可能性の判定を行った上で、評価減を実施しております。

②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

（ただし、一部の建物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	４～50年
工具、器具及び備品	２～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生事業年度から費用処理しております。

(5) 投資損失引当金

子会社への投資等に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産売却損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「固定資産売却損」は79千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．控除されている有形固定資産の減価償却累計額　　8,390,285千円

２．土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日…平成12年３月31日

・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　　△760,625千円

３．貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行及び取引生保１社と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	3,000,000千円

４．関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	短期	76,822 千円
金銭債務	短期	81,589 千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	22 千円
仕入高	137,408 千円
その他の営業費用	270,780 千円
営業外取引による取引高	
受取配当金	475,241 千円
受取利息	2,065 千円
受取賃貸料	16,517 千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,936,687 株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,539,190千円
賞与引当金に係る法定福利費	220,873千円
退職給付引当金	3,282,819千円
未払事業税	71,471千円
投資有価証券評価損	4,112千円
関係会社株式及び出資金評価損	445,464千円
減損損失	462千円
土地再評価差額金	342,261千円
その他	144,242千円
繰延税金資産小計	6,050,897千円
評価性引当額	△788,385千円
繰延税金資産合計	5,262,512千円

（注）　当事業年度における繰延税金資産の合計は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,895,388千円
固定資産－繰延税金資産	3,367,123千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、31.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は233,459千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	メイテックEX	直接 100.0%	出資	増資の引受（注１）	60,000	－	－
子会社	all engineer.jp	直接 100.0%	資金貸付	資金返済 受取利息（注２）	50,000 278	－	－
子会社	明達科（上海）科技有限公司	直接 100.0%	出資	増資の引受（注１）	30,747	－	－
子会社	アポロ技研	直接 81.2%	資金貸付	資金貸付 資金返済 受取利息（注２）	178,000 35,000 1,786	関係会社長期貸付金 その他流動負債（前受収益）	283,000 169

（注１） 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。

（注２） 関係会社に対する資金貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

（注３） 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,221円68銭

２．１株当たり当期純利益　246円18銭

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社メイテック
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	広　瀬　　勉　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森　田　浩　之　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メイテックの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

株式会社メイテック　監査役会

常勤社外監査役　深井　慎　㊞

社外監査役　齋藤雅俊　㊞

社外監査役　渡部　博　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当（第43期期末配当）の件

利益配分に関する当社の基本的な考え方は、業績に基づいた成果配分です。

配当については、配当性向を50%以上とし、最低水準は連結株主資本配当率（DOE）５％としています。

期末の配当金につきましては、上記の基本方針に即した業績に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金81円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、金2,378,428,353円となります。

これにより、中間配当金（１株につき金63円）と合わせまして、年間配当金は１株につき金144円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

平成19年６月21日開催の第34回定時株主総会第３号議案でご承認いただき、株式消却原資の確保を主たる目的として資本準備金を11,270,579,943円減少し、その他資本剰余金へ振替えました。その後、利益配分に関する基本方針に沿って取得した自己株式を消却するために累計で約110億円のその他資本剰余金を使用しました。その結果、平成28年３月31日現在のその他資本剰余金残高は２億81百万円まで減少しました。

今後も利益配分に関する基本方針を維持し、利益剰余金を原資とする配当ならびに資本返還取引である資本剰余金を原資とする自己株式の取得及び消却を、従前と同様、明確に原資を区分して行う考えであります。この考えを踏まえ、今後も取得を予定する自己株式の消却原資の確保を主たる目的として、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額の全額をその他資本剰余金に振替えたいと存じます。

なお、本議案は発行済株式総数を変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、「資本金及び資本準備金の減少額の合計」と「その他資本剰余金の増加額」は同額で「株主資本の総額」は不変のため、財務の安全面への影響はございません。

1. 減少する資本金の額

平成28年３月31日現在の資本金の額16,825,881,911円のうち11,825,881,911円を減少する資本金の額とし、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振替えたいと存じます。これにより資本金の額は5,000,000,000円となります。

2. 減少する資本準備金の額

平成28年３月31日現在の資本準備金の額4,210,000,000円のうち2,960,000,000円を減少する資本準備金の額とし、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振替えたいと存じます。これにより資本準備金の額は1,250,000,000円となります。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成28年６月23日といたしたいと存じます。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠く場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力はその就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
社外　独立 國部　徹（くにべ　とおる） （昭和35年12月９日） ・所有する当社株式数 0株	昭和60年３月　東京大学法学部卒業 平成２年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成４年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 荒井総合法律事務所入所 平成10年４月　國部法律事務所設立（現任） ●重要な兼職の状況 弁護士（國部法律事務所）
補欠の社外監査役候補者とした理由	弁護士としての幅広い経験と知見を有しており、社外監査役として当社の経営監視体制の充実に寄与していただけると期待されるため、選任をお願いするものであります。 同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
独立性に係る事項	同氏は当社の「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を満たしており、独立性を有していると判断しております。
責任限定契約	同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

（注）１.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２.國部徹氏は社外監査役の補欠の候補者であります。
３.当社の「取締役・監査役候補者、経営陣幹部の選任基準」及び「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」は、53頁及び54頁に記載の通りです。

〈ご参考１〉
メイテックグループ：取締役・監査役候補者、経営陣幹部の選任基準

１．全ての取締役及び監査役
・ 真摯さや高い倫理観を有し、受託者責任を認識して行動できる者
２．全ての独立社外役員（取締役・監査役）
・ 別に定める「社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準」を充たす者
・ 客観・中立の立場で一般株主の利益保護を踏まえた行動が期待できる者
・ 会計・財務・税務・人事・IT・法律などの専門分野に関する知見を持つ者、企業経営の経験者、当社事業に関する豊富な経験や専門的知見を持つ者
・ 社外役員を俯瞰し、専門的知見が偏在しないよう、バランスと多様性の確保に努める
３．取締役
(1)〈社内〉取締役
・ 会社の最善の利益のために公正で誠実に行動できる者
・ エンジニアに特化した無期雇用者の派遣事業や職業紹介事業などの他、これらをサポートする機能に関する部門において、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者
(2)〈独立〉社外取締役
・ さまざまな事業への理解力を有する者
・ 精神的独立性を有する者で、忌憚のない質問をし又は意見を述べ、適切な議決権行使が期待できる者
４．監査役
① 独立の立場の保持に努めながら、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づく行動が期待できる者
② 原則として１名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有する者
(1)常勤監査役
・ 専任として監査に必要な情報の収集力を有するほか、監査の環境整備に努める積極的な行動が期待できる者
(2)社外監査役
・ 上記４.①②に加えて、より高い独立性及び中立性を踏まえて、忌憚のない質問をし又は意見を述べられる者
５．経営陣幹部
(1)執行役員
・ 社員役職の最高職位として、経営方針などに基づき、担当範囲において業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者
・ 現場重視の精神などが織り込まれている「役員クレド」に掲げる業務の的確な執行が期待できる者
(2)グループ会社代表取締役社長
・ 当該グループ会社の経営方針などに基づき、業務執行する「責任と役割」を担うに相応しい者、期待できる者

〈ご参考２〉

社外取締役又は社外監査役を選任するためのメイテックグループからの独立性に関する基準

当社では、社外取締役又は社外監査役を選任する際、次に定める基準すべてを満たす者について、当社からの独立性を有しているものと判断します。

１.現在及び過去10年間において、当社又は子会社の業務執行者（注1）でないこと（なお、社外監査役にあっては、過去10年間、当社又は子会社の非業務執行取締役でないことも含む。）

注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人をいう。

２.現在、当社の重要な業務執行者（注2）の近親者（注3）でないこと

注2：「重要な業務執行者」とは、取締役（社外取締役を除く。）又は執行役員をいう

注3：「近親者」とは、配偶者又は二親等内の親族をいう

３.以下のいずれにも該当していないこと

(1) 当社を主要な取引先とする者（注4）の業務執行者

注4：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、当該取引先の年間連結売上高の１％以上の支払いを当社から受けた者をいう

(2) 当社の主要な取引先（注5）の業務執行者

注5：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の１％以上の支払いを当社に行った者をいう

(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注6）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）

注6：「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000万円以上の支払いを当社から得ている場合をいう

(4) 当社の主要株主（注7）（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者。）

注7：「主要株主」とは、直近の当社株主名簿において、総議決権の10％以上の株式を保有する者をいう

(5) 上記（1）から（4）について、過去５年間において該当する者

(6) 次の①又は②に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

① 上記（1）から（5）までに掲げる者

② 過去５年間において、当社又は子会社の業務執行者であった者（なお、社外監査役にあっては、非業務執行取締役であった者を含む。）

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成22年６月24日開催の第37回定時株主総会において可決され今日に至っておりますが、今般、社外取締役を除く取締役の業績連動報酬の割合について、全体は従前の約４割から約５割へ、CEOは従前の約５割から約６割へと高めつつ、今後の役員の委嘱変更に応じた機動的な報酬政策の運用を可能とするために、取締役及び監査役の報酬額を月額から年額へ変更して新たに報酬額の上限を設定するなど、以下のとおり改めさせていただきたいと存じます。

年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役	220百万円以内	当期純利益（※）の2.5%の額、かつ250百万円以内	470百万円以内
うち社外取締役分	30百万円以内	（支給対象外）	30百万円以内
監査役	50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
合計	270百万円以内	250百万円以内	520百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

まず、取締役の報酬総額を年額470百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。そのうち、取締役の固定報酬を年額220百万円以内、うち社外取締役分を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。監査役の報酬総額を固定報酬のみの年額50百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

上記の取締役及び監査役の固定報酬につきましては、第44期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）に支給する報酬から遡及適用させていただきたいと存じます。

次に、取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、株主との中長期的な利害の共有を強化するため、業績連動報酬を、損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%の額かつ年額250百万円以内と改め、同時に支給対象を社外取締役及び監査役を除く取締役に限定すると改めさせていただきたいと存じます。業績連動報酬の個別配分にあたりましては、補足説明に記載のとおり、役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会で決定いたします。

上記の業績連動報酬につきましては、第44期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）の業績に連動して支給する報酬か

ら適用させていただきたいと存じます。
　従来どおり、使用人兼務取締役の報酬は使用人分の給与を含み、使用人分の賞与は支給しない取り扱いを継続いたします。
　なお、現在の取締役は９名（うち社外取締役は２名）、監査役は３名であります。

〈ご参考：補足説明〉

平成28年５月10日開催の当社取締役会にて、本総会第４号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」の可決を条件として、「取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を下記のとおり変更することを決議しております。

1. 決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を平成28（2016）年６月開催の第43回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

（株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額）

年額で表示	固定報酬	業績連動報酬	報酬総額
取締役	220百万円以内	当期純利益（※）の2.5%の額、かつ250百万円以内	470百万円以内
うち社外取締役分	30百万円以内	（支給対象外）	30百万円以内
監査役	50百万円以内	（支給対象外）	50百万円以内
合計	270百万円以内	250百万円以内	520百万円以内

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

2. 役員報酬に関する考え

- 平成15（2003）年６月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
- 報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続することにより、経営の透明性を高めてコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- 業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化する。
- 社外取締役と監査役の独立性を保つ為、業績連動報酬の支給対象外とする。
- 平成14（2002）年３月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額＝(1)固定報酬＋(2)業績連動報酬〈(3)20%相当額の取り扱い〉

(1) 個別の固定報酬

代表取締役社長 グループCEO、CEO兼COO	年額	28,800千円	(月額2,400千円)
取締役	年額	19,200千円	(月額1,600千円)
社外取締役	年額	9,000千円	(月額750千円)
常勤監査役	年額	24,000千円	(月額2,000千円)
非常勤監査役	年額	7,800千円	(月額650千円)

(2) 業績連動報酬

- 総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%に該当する額の１百万円以下を切り捨てた金額、かつ、年額250百万円を上限とする。
- 支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
- 各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会で決定する。

(3) 業績連動報酬（税金控除後）の20%相当額の取り扱い

- 取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年７月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
- 取得した自己株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後１年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

4. 付則

- 監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
- 使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。
  使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
- 子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- 諸手当として通勤ならびに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
- 会社役員賠償責任保険（D＆O保険）の個人負担保険料を別途加算する。

以　上

株主メモ

事業年度	４月１日～翌年３月31日
期末配当金受領株主確定日	３月31日
中間配当金受領株主確定日	９月30日
定時株主総会	毎年６月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話　0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL http://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。

3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話 0120-232-711（通話料無料） ［手続き書類のご請求方法］ ○音声自動応答電話によるご請求 電話 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.tr.mufg.jp/daikou/
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	

（＊）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 電話　0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

株主総会 会場ご案内図

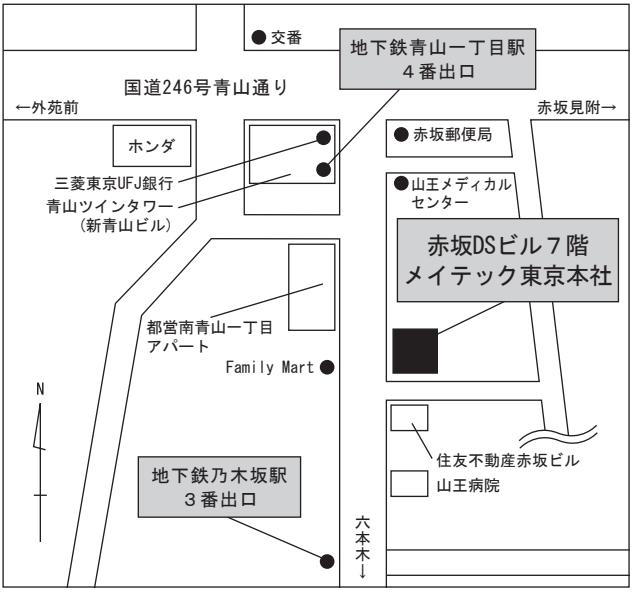

東京都港区赤坂八丁目５番26号　赤坂DSビル７階
株式会社メイテック　東京本社
０３－５４１３－２６００（代表）

＜交通のご案内＞

○　東京メトロ　銀座線・半蔵門線
　　都営地下鉄　大江戸線
　　「青山一丁目」駅４番出口より徒歩３分

○　東京メトロ　千代田線
　　「乃木坂」駅３番出口より徒歩５分

■　駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。
■　会場内には、喫煙所を設けておりません。